

## 現物給与の価額変更について（お知らせ）

この度、厚生労働省保険局長から都道府県に係る現物給与の価額変更について通知がありましたので、お知らせいたします。

「食事」については令和8年4月1日から、「住宅」については令和8年10月1日から適用されることとなります。

なお、「住宅」については算出方法の見直しが行われるため、詳細は令和8年9月頃に改めてお知らせいたします。

※現物給与の価額とは、報酬又は賞与の全額又は一部が通貨以外のもので支払われる場合その価額を厚生労働大臣が定めたものです。

**「食事」で支払われる報酬等に係る現物給与の価額変更 … 令和8年4月1日から適用**

**「住宅」で支払われる報酬等に係る現物給与の価額変更 … 令和8年10月1日から適用**

### 1. 現物給与の価額の適用について

- ① 現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とします。
- ② 派遣労働者については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- ③ 在籍出向、在宅勤務等により適用事業所以外の場所で常時勤務する者については、その者の勤務地ではなく、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。
- ④ トラックの運転手等の常時勤務する場所の特定が困難な者については、その者が使用される事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。

### 2. 標準報酬月額 of 随時改定

令和8年4月に現物給与の価額が変更となった場合、固定給の変動とみなし、条件を満たす場合は随時改定となります。（令和8年7月改定の月額変更届の提出が必要となります。）

### 3. 計算例

- ・ 食事1ヵ月当たりの現物給与の価額24,600円のケース（大阪府の場合）  
24,600円×2/3=16,400円となり、16,400円以上本人が負担した場合は、現物給与を計上する必要はありません。  
なお、上記で月5,000円を給食費として徴収している場合は、  
24,600円－5,000円＝19,600円を現物給与の額として計上します。

- ・ 事業所の所在地は大阪府、勤務地は兵庫県、事業所が昼食を提供しているケース
  - ① 現物給与の価額（勤務地兵庫県の昼食の価額）： 290円
  - ② 本人負担額（1食当たり）： 130円
  - ③ 1日当たりの現物給与の価額： 290円－130円（①－②）＝160円
  - ④ 1ヵ月当たり（20日）の現物給与の価額： 160円×20日＝3,200円  
⇒報酬へ算入が必要です。

ただし、現物給与の価額の3分の2以上を本人が負担しているときは現物給与はないものとして取り扱うため、上記計算例に当てはめると、本人負担額が193円（290円×2/3）以上のときは、現物給与を計上する必要はありません。

### 4. 現物給与の価格のQ & A

- Q. 今回改正された食事に係る現物給与の価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？（給与の支払いは毎月20日。）
- A. 現物給与については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1ヵ月分）の報酬として計算しますので、4月1日～4月30日の1ヵ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

<お問い合わせ先> 大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06-6941-5004  
神戸支部 TEL 078-221-6100  
京都支部 TEL 075-801-2905  
大阪薬業企業年金基金 業務課 TEL 06-6945-1021